



戦略攻撃兵器削減条約

戦略的安定に持つインプリケーション

戸崎 洋史

(財)日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター研究員

1. はじめに

米国のジョージ・ブッシュ (George W. Bush) 大統領は、国防大学における2001年5月1日の演説で、「今日のロシアは我々の敵ではない」とした上で、「今日の世界の様々な脅威に対抗するため、ミサイル防衛の構築を認める新しい枠組みが必要」であり、米露は、「不信と相互脆弱性を基礎とする関係を永続させる」弾道弾迎撃ミサイル (ABM) 条約を、「過去、とくに冷戦の敵対的な遺物からの明確かつ完全な決別を反映する新しい枠組みに取り替えるために、ともに努力すべき」であると述べた。加えてブッシュ大統領は、「この新しい枠組みは、核兵器の一層の削減を奨励するものでなければならない」とも述べた¹⁾。

ブッシュ政権は、この演説で示した政策を、着実に実行に移してきた。2001年12月13日、米国は、ABM条約からの脱退をロシアに正式に通告にした。脱退は、通告から6ヶ月後の2002年6月13日に成立した。2002年5月24日には、米露両大統領が、モスクワにおいて、「戦略攻撃兵器削減条約 (Strategic Offensive Reductions Treaty)」(以下、モスクワ条約)に署名した。また同日、両大統領は、ミサイル防衛についての信頼醸成措置および透明性措置に言及した「新しい戦略関係に関する共同宣言」(以下、共同宣言)に署名した。

わずか5ヶ条のモスクワ条約は、戦略兵器制限条約 (SALT) 中距離核戦力 (INF) 条約および戦略兵器削減条約 (START) といった従来の米露間核軍備管理条約に比べて、非常に短い条約である。モスクワ条約の第1条では、米露は「米国大統領が2001年11月13日に、また

ロシア大統領が2001年11月13日および2001年12月13日に述べたとおりに戦略核弾頭を削減および制限」し、「2012年12月31日までに、そのような弾頭数は、それぞれ1700-2200発を超えない」こと、ならびに「戦略攻撃兵器の構成および構造を各自で決定する」ことが規定されている。また条約では、START 条約が条項にしたがって効力を有すること (第2条) モスクワ条約履行のために少なくとも年2回、二国間履行委員会を開催すること (第3条) 条約は2012年12月31日まで有効であり、両国の合意によって延長されるか次の協定に代えることができること (第4条2項) ならびに条約からの脱退は通告から3ヶ月後に成立すること (第4条3項) などが定められている。

米露 (ソ) 間核軍備管理条約は、両国間に「戦略戦争、すなわち両国が互いの都市、産業施設、あるいは戦略戦力...を攻撃の対象とするような戦争の起こりにくい状態を表す²⁾」戦略的安定 (strategic stability) の維持を主眼として成立してきた。本稿では、モスクワ条約が成立した背景を分析した上で、この条約が米露間および米中間の戦略的安定に持つインプリケーションを考察する。

2. 条約成立の背景

1993年のSTART 条約署名後、米露間核軍備管理は停滞してきたが、その間に、戦略兵器問題に関する両国の優先課題も異なってきた。

ロシアの優先課題は、戦略核兵器の一層の削減である。米露間協定の有無にかかわらず、ロシアが配備可能な戦略核戦力の規模は、経済的事情から低下が避けられない

とみられた。ロシアの戦略核戦力の中心である個別誘導複数目標弾頭（MIRV）化大陸間弾道ミサイル（ICBM）の全廃を定めたSTART 条約が発効すれば、ロシアは1000-1500発の戦略核弾頭しか配備できなくなるとも考えられた。ロシアにとって、戦略核兵器に関する米国の数的均衡は、ロシアが米国と並ぶ大国であることを示す象徴である。ロシアは、この数的均衡を維持するために、米国に対してSTART 条約で定められた3000-3500発、さらにはSTART 条約に関する基本的枠組みで示された2000-2500発の規模を超える戦略核兵器の削減を求めた。

米国の優先課題は、ミサイル防衛の推進である。ビル・クリントン（Bill J. Clinton）前政権は、米国に敵対的で大量破壊兵器を保有する「ならず者国家（rogue states）」による弾道ミサイル攻撃の脅威が増大しているとして、当初は戦域ミサイル防衛（TMD）を、1999年以降は国家ミサイル防衛（NMD）も積極的に推進するという政策を示した。ブッシュ政権は、前述のように、発足当初からABM条約からの脱退も視野に入れ、前政権以上にミサイル防衛を積極的に推進するという姿勢を明確にしてきた。

ロシアは、米国によるABM条約からの脱退、ならびにミサイル防衛の配備に強い懸念を示してきたが、ロシア政府・軍部の関係者からは、米国がロシアとともに戦略核兵器を大幅に削減すれば、米国によるミサイル防衛配備を容認するという趣旨の発言もみられた³。他方、ブッシュ政権は、ミサイル防衛の積極推進とともに、戦略核兵器の大幅な削減についてもたびたび言及していた。2001年7月の米露首脳会談において、両国は「攻撃および防御システムの相互に関連する問題について緊密な協議を開始する⁴」ことに合意したが、これは、戦略兵器問題に関する両国の異なる優先課題がともに満たされれば、合意の成立が可能であることを明示的に確認したものである。

合意成立に向けた動きを加速させたのは、2001年9月11日の米国におけるテロ攻撃（以下、9.11テロ攻撃）を境に急速に好転した米露関係であった。同年11月の米露首脳会談で、米国は、実戦配備（operationally deployed）戦略核弾頭数を10年間で1700-2200発の規模に削減することを明らかにした。翌月の米国によるABM

条約脱退通告に対して、ロシアのウラジミール・プーチン（Vladimir V. Putin）大統領は、米国の決定は誤りであると述べて批判したが、それは非常に抑制されたものであり、同時に米露の戦略核弾頭数を1500-2200発の規模に削減するよう提案した⁵。約半年間の実質的な交渉の後に成立したのが、モスクワ条約および共同宣言であった。

もちろん、モスクワ条約は、米露関係改善という雰囲気だけで成立に至ったわけではない。戦略核兵器に関する両国の利益が条約の規定に反映できたことが、米露による同条約の署名を可能にした要因の一つであった。

モスクワ条約の規定は、ブッシュ政権が2001年12月末に議会に提出した核態勢見直し（Nuclear Posture Review）報告⁶で示した戦略核戦力に関する政策の多くと合致している。条約第1条は、米国が「実戦配備」戦略核弾頭数を規定された規模に削減するという解釈を可能にしている。「実戦配備」戦略核弾頭には、オーバーホール中の弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）に搭載される240発程度の戦略核弾頭は含まれない。これを含めた米国の「配備」戦略核弾頭数は、2400発程度になるとみられる。また条約は、運搬手段を規制の対象に含めておらず、戦略核弾頭の削減方法も規定していないことから、戦略核運搬手段からの弾頭の取り外し（ダウロード）による削減を自由に行うことができ、START 条約で規定された以上に運搬手段や発射基を削減する必要もない。削減された戦略核弾頭の取り扱いに関する規定もないことから、米国は、削減後の戦略核弾頭の一部を「即応戦力（responsive forces）」として保管し、必要時には戦略核運搬手段に再び搭載（アップロード）して再配備できる。なお、モスクワ条約で定められたのは、2012年末までに1700-2200発の規模に削減することであり、その間、両国はSTART 条約に反しない範囲で自由に戦略核弾頭数を設定できる。加えて、モスクワ条約が効力を有するの2012年末までであり、条約の延長や新たな条約が成立しない場合には、米露はその後、モスクワ条約で定められた規模を超える戦略核弾頭を「実戦配備」できる⁷。

このようにみると、米国が条約から多くの利益を一方的に得たような印象を受ける。またロシアは、確かに多くの点で米国に譲歩した。しかしながらロシアは、当初

は戦略核兵器の一方的削減を主張していた米国から、米露による戦略核兵器削減を文書化、さらには条約化するという譲歩を引き出すことができた。その条約で示された1700-2200発という戦略核弾頭数は、ロシアが主張してきた「1500発」の規模に近いものである。また戦略核運搬手段に関する規定がないことは、ロシアによるMIRV化ICBMの保持を容認するものでもある。ロシアは今後、1500発程度の戦略核弾頭の配備を維持するのにも容易ではなくなるかもしれない、米国は前述した「配備」戦略核弾頭に加えて、即応戦力としての戦略核弾頭を保管するとみられており⁸、米露の戦略核戦力は実質的には均衡状態にはない。しかしながら、MIRV化ICBM全廃の必要がなくなったことで、ロシアは、戦略核戦力の維持に関連するコストを低減すること、ならびに戦略核戦力の一層の縮減を回避することができる。また米露の戦略核弾頭数は、条約に規定された数字の上では均衡しており、米国と並ぶ大国としての地位を維持したいというロシアの利益に資するものであった。

しかしながら、モスクワ条約の成立をもたらした最も重要な要因は、9.11テロ攻撃以降の米露協調関係をモスクワ条約という形で具体化することが、協調関係の一層の深化を可能にし、このことで戦略兵器問題以外の両国が抱える幅広い問題について相手国からの協力を得ることが期待でき、それが国益に資するという認識が両国間に醸成されたことだった。このことが明確に表れているのが、共同宣言である⁹。共同宣言は、「協力の基礎」、「政治的協力」、「経済的協力」、「人的交流の強化」、「大量破壊兵器の拡散防止:不拡散および国際テロ」ならびに「ミサイル防衛、一層の戦略攻撃削減、戦略安全保障に関する新しい協議メカニズム」という6項目からなっている。「協力の基礎」では、両国が新しい戦略関係を達成しつつあり、お互いを敵あるいは戦略的脅威とみなす時代が終わったこと、ならびに両国はパートナーであり、安定、安全および経済的統合の前進、世界的な挑戦への対抗、ならびに地域紛争の解決のために協力することが謳われている。米国からみれば、テロとの戦争、あるいは大量破壊兵器拡散防止などの米国の最優先課題に関して、ロシアからの一層の協力を期待できるであろうし、「ロシアが西欧、中東、中央アジアおよび極東と近接していることから、...ロシアとの緊密な関係を確立することは、

米国の国家安全保障、ならびに地域・経済的な利益に大きく貢献¹⁰」するものになりうる。またロシアは、米国および西側諸国との良好な関係を維持し強化することが、ロシアの最優先課題である経済発展を可能にすると考えている。同時に、プーチン大統領にとって、西側寄りの政策に対する保守派の不満がくすぶる中で、モスクワ条約を同政権が得た具体的な成果の一つであるとして国内に示すことができる¹¹。

米露にとって、戦略核兵器削減に関する何らかの条約を作成すること自体が重要であり、だからこそ米露は、戦略核軍備管理という、従来の二国間関係における中心的な問題に関して、半年という実質的な交渉期間で、交渉過程で合意に至らなかった問題を棚上げして作成された、わずか5ヶ条のモスクワ条約に署名することができたといえる。

3. 米露間の戦略的安定に持つインプリケーション

モスクワ条約の交渉過程で争点となったのは、戦略核弾頭数の算定方法、ならびに透明性および検証に関する措置であった。戦略核弾頭数の算定方法に関しては、ロシアがSTART 条約の算定方法を用いたいと考えたのに対して、米国は実戦配備される戦略核弾頭の実数の数にするよう求めた。START 条約の下では、同タイプの運搬手段に搭載される弾頭数を両国間で決定し、当該運搬手段に関しては決定された数の弾頭を搭載しているとみなされるため、弾頭数は、運搬手段数から算定される。他方、モスクワ条約には算定方法が明記されておらず、米国が主張したような方法での戦略核弾頭数の算定が可能になる。

このことは、モスクワ条約の下での履行状況を透明化し、検証するのが容易ではないことにつながる。モスクワ条約には、透明性および検証に関する措置は規定されておらず、今後米露間で議論が継続されることになっている。前述のように、モスクワ条約の下では、2012年末の時点で戦略核弾頭数が1700-2200発の規模であればよく、論理的には、それまでは透明性および検証に関する措置を必ずしも必要としない条約であるともいえる。他方で、透明性および検証に関する措置は、ロシアが、戦略核兵器についての米国の行動および意図の明確化を目的として、条約交渉過程より求めていたものだった¹²。

START 条約で定められた検証措置の一つである再突入体査察は、各当事国が配備されたICBMおよび潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）に、両国間の決定よりも多い再突入体が搭載されていないことを確認するための現地査察を、年10回実施できるというものである。これは、START 条約の算定方法の下では有効であるかもしれないが、モスクワ条約の検証措置としては十分ではないであろう。米国が主張するような方法だと、運搬手段数から弾頭数を算定することはできない。同タイプの運搬手段に搭載される弾頭数が異なることが考えられるし、ダウンロード後の運搬手段に通常弾頭を搭載して配備することもできるからである。モスクワ条約の履行状況を十分に信頼できるレベルで検証しようとする、戦略核弾頭の実戦配備状況に関する詳細なデータおよび情報の交換、ならびにその正確性を検証するための侵襲的で厳格な現地査察が必要となるであろう。しかしながら、査察の信頼性を高めようすると、それだけ査察にかかるコストも高くなること、ならびに核弾頭部分には多くの軍事機密が含まれていることなども相俟って、戦略核弾頭に焦点を当てた侵襲的で厳格な措置が米露間で合意され、実施される可能性は、現状では高くはないように思われる¹³。

従来の米露（ソ）間核軍備管理条約は、両国が敵対関係、あるいは必ずしも不信感を払拭できない関係にある中で、二国間の戦略的安定の維持を主眼として成立してきた。その戦略的安定は、一方が先制核攻撃を受けても残存する報復戦力で他方に耐え難い損害を与える能力（確証破壊能力）をお互いが持つという相互確証破壊（MAD）によって維持されるという解釈が主流を占めてきたが¹⁴、MADを制度化してきたのがABM条約および従来の二国間核軍備管理条約であった。ABM条約によって、両国のミサイル防衛の配備は厳しく制限され、戦略弾道ミサイル攻撃に対する両国の脆弱性が保たれた。また従来の二国間核軍備管理条約では、両国の戦略核戦力バランスを維持するとともに、戦略的安定を損なうような戦略核戦力に制限を加えるため、両国が配備する戦略核戦力の構成、削減方法、ならびに戦略核弾頭数の算定方法などが、また敵対関係、あるいは不信感を払拭できない関係にあったからこそ透明性および検証措置などが、詳細に規定されてきた。

モスクワ条約は、10年後の両国の戦略核弾頭数を規定しただけで、従来の二国間核軍備管理条約にみられたような詳細な規定を有していない。そのような条約の成立は、ABM条約の失効と相俟って、MADの制度化を否定するものといえる。もちろん、MADの制度化を否定したとしても、当面は、米露間にMADの状態は残る。MADの状態が成立しないほど米露間の戦略核戦力に関する不均衡が大きくなるか否か、あるいは米国がロシアの戦略核戦力を大きく損なうようなミサイル防衛網を構築できるか否かもまた、現状では定かではない。

他方、米露間に戦略戦争が勃発する可能性が非常に低い現状は、両国が冷戦期のような敵対関係にはないこと、とりわけ9.11テロ攻撃後、両国の協調関係が緊密化していることによってもたらされてきた。すなわち、米露間の戦略的安定の維持にとって、核軍備管理条約を通じて両国の抑止態勢や戦略戦力バランスを調整することの重要性や緊急性が低下しているのみならず、戦略兵器問題という軍事的側面が後景に退き、それ以外の様々な問題を含む政治的側面の重要性が高まっているという、いわば「戦略的安定の変容」が進んでいるのである。前述のように、米露は、協調関係を一層深化させ、戦略兵器問題以外の両国が抱える幅広い問題について相手国からの協力を得ることを重要な目的の一つとしてモスクワ条約を成立させたという背景を考えると、モスクワ条約は、このような「戦略的安定の変容」をも象徴する条約であるといえる。

いうまでもなく、米露という核超大国間の戦略的安定の維持が、軍事的側面ではなく政治的側面を中心としたものへと移行することは、好ましいものである。しかしながら同時に、政治的側面を中心とした戦略的安定の維持は、「政治・外交的慎慮（prudence）に基づいて、相手の行動を予測し、的確な選択を下し、時には妥協を行って摩擦を管理していくことが求められる¹⁵」という難しさを孕んでいる。また米露は、同盟関係、あるいはこれに近い関係にあるわけではなく、中長期的にはもちろん、短期的にも、良好な二国間関係が継続するという保証はない。米露が、二国間の戦略的安定の維持を、再び戦略兵器問題という軍事的側面に依存するという可能性は排除できない。加えて、モスクワ条約の下では、透明性および検証に関する措置が合意されていないことから、

戦略核戦力に関する不透明性が、不信感や誤解を高め、米露関係の悪化、あるいは関係悪化の促進につながりかねない。そのような状況が生じた場合、モスクワ条約の下で戦略的安定を維持するのは、容易ではないかもしれない。

モスクワ条約は、前述のように戦略核戦力に関する両国の柔軟性を多分に認めており、米露ともに戦略核戦力を再増強する能力を維持できるが、米露間の経済的・技術的格差が大きく縮まらなければ、米国のロシアに対する戦略核戦力の数的および質的な優勢は保たれるであろう。ロシアが維持できるとされる1500発の戦略核戦力は、依然として米国に「耐え難い」損害を与える規模であるとはいえ、それが米国の先制攻撃に脆弱である場合、ロシアは、その戦略核戦力を破壊される前に使用したいという誘因を高めるかもしれない。またモスクワ条約の下では、SALTおよびSTARTを通じて、先制攻撃に使用されやすい、すなわち戦略的安定を脅かしかねないとして規制が検討され、START 条約によって全廃することが定められたMIRV化ICBMの保持が黙認されている。さらに、米国のミサイル防衛計画の動向によっては、ロシアの戦略核戦力が一定の非脆弱性を持つ場合でも、ロシアはその先制使用の誘因を高めるかもしれない。米国の先制攻撃によってロシアの多くの戦略核戦力が破壊され、残存するロシアの報復戦力も米国のミサイル防衛によって効果的に迎撃されることになりかねないからである。

米露間の「戦略的安定の変容」を好ましいものにするためにも、米露は、政治的な関係を一層強化することが求められている。モスクワ条約署名の4日後、北大西洋条約機構(NATO)・ロシア理事会が設置され、また2002年6月の主要8ヶ国(G8)首脳会談では、ロシアを正式なメンバー国にするとともに、2006年の会合をロシアで開催することが決定された。これらは、ロシアを西側に取り込むことによって、政治的側面を重視してロシアとの戦略的安定を維持しようとする米国の試みの一つであるといえる。同時に、戦略兵器問題についても、透明性措置やおよび検証に関する措置を含む戦略兵器に関する信頼醸成措置を進展させ、米露間に不信感や誤解が生じるのを防止するなどといった努力が重要であるといえる。

4. 米中間の戦略的安定に持つインプリケーション

モスクワ条約の下で、米露の戦略核兵器が削減されること自体は、中国にとって、核戦力に関する米露との数的な格差が縮まるという意味では、好ましいものであるといえる。他方、モスクワ条約は、前述のような背景によって成立が可能となり、また米露間の「戦略的安定の変容」をも象徴するものである。このことは、モスクワ条約が、米露間のみならず米中間の戦略的安定にもインプリケーションを持つ要因となっている。

米国と中国は、冷戦期の米ソのような敵対関係にあるわけではない。しかしながら両国間には、短期的には台湾問題、また中長期的にはアジア太平洋地域における覇権的地位の確保という、軍事的な対立に発展しうる潜在的問題がある。クリントン政権時には、1996年の台湾海峡危機において、米国が空母を派遣して台湾防衛の意思を示すなど、台湾防衛についての米国のコミットメントを曖昧にするという「戦略的曖昧性¹⁶」を修正しつつあった。しかしながら同政権は、中国を「戦略的パートナー」と称して、経済問題を中心とした関係強化を模索し、またクリントン大統領は、1997年および1998年の米中首脳会談において、台湾独立を支持しないことを明言した。総じていえば、クリントン政権は、軍事的側面よりも、政治的側面を重視して、米中間に戦略戦争が生じにくい状態、すなわち戦略的安定を維持しようとしていたと考えられる。

他方、ブッシュ政権は発足当初、中国を「戦略的競争相手」であると位置付け、さらにブッシュ大統領は、台湾が武力攻撃を受けた場合には台湾を支援すると明言し、大規模な武器売却を行った。ブッシュ政権は、台湾問題に関する「戦略的曖昧性」からの脱却を一層明確にしたのみならず、短期的にも中長期的にも中国が米国の潜在的な脅威になり得るという認識を強めているといえる。

ブッシュ政権のこのような認識は、米国が2001年9月に公表した「4年毎国防見直し(QDR)」、ならびに核態勢見直し報告での言及にも反映された。QDRでは、アジアにおいて「大きな資源基盤を持つ軍事的競争相手が現れる可能性がある」として、中国の台頭に対する懸念が強く示唆されている。また、米国の国益の観点から「重要な地域(critical areas)」に、北東アジア、ならびに「日本南部からオーストラリアを通りベンガル湾に至る

地域」と定義される「東アジア沿岸 (East Asian littoral)」が含まれ、間接的ながらも台湾海峡がカバーされている¹⁷。このため、アジアにおける米国の防衛戦略および戦力態勢の構築は、中国を念頭に置いたものになると考えられている¹⁸。さらに、核態勢見直し報告では、米国が備えなければならない事態を、「当面の事態」、当面の危険ではない「潜在的な事態」、ならびに安全保障に対する突然の予想できない挑戦である「不可測の事態」という三つに分類し、「当面の事態」に台湾の地位に関する軍事的対立を含め、また中国を「当面の事態」および「潜在的な事態」に関与し得る国家であるとしている。

加えて、ブッシュ政権が構想する多層的なミサイル防衛網は、中国の対米核攻撃能力を大きく損なう可能性がある。ブッシュ政権は、米国のミサイル防衛が中国に脅威を与えるものではないとしているが¹⁹、米国がそのような能力を獲得した場合、これを中国に対して用いないとは考えにくい。米国内には、台湾海峡における武力衝突への米国の介入が、中国による大規模戦域戦争、ならびに対米本土攻撃の威嚇によって抑止される可能性があるとして、米国は中国のそのような意図を拒否するためにもミサイル防衛を配備する必要があるとも主張されている²⁰。ブッシュ政権は、従来以上に軍事的側面を重視するのみならず、中国に対する一方的な軍事的優位を確保することによって、中国が米国に対抗するのを難しくする形で、米中間の戦略的安定を維持しようと考えているようにみえる。

米国のこのような試みに対して中国がとりうる政策オプションには、1)米国の一極支配に挑戦せず、米国が主導する「新しい戦略関係」に自ら取り込まれること、2)他国と協同して、米国の一極支配を牽制すること、3)軍事的側面を重視して米国に対抗することが考えられる。

まず、米国の主導する「新しい戦略関係」に、中国が自ら積極的に参加するとは考えにくい。なぜならば、これは、米中間のいくつかの懸案事項、とりわけ中国にとって妥協の余地のない問題である台湾問題について、米国主導での解決を求められかねないからである。

次に、中国がこれまで積極的に推進してきた、他国と協同して米国の一極支配を牽制するという試みは、中国を取り巻く国家が米国との関係強化を進めるなかで、容易ではなくなりつつある。2001年7月の中露善隣友好協

力条約に代表されるような良好な中露関係は、米国の一極支配に対抗し、米国のミサイル防衛計画を牽制するという両国の利害の一致を背景としていた。また中国は、ロシアに加えて、国境を接する中央アジア諸国との緊密な関係の構築を模索した。中国のイニシアティブによって1996年に開始された中国、ロシア、カザフスタン、キルギスタンおよびタジキスタンによる「上海ファイブ」首脳会談は、ウズベキスタンを加えた形で2001年6月の上海協力機構の設立へとつながった。

しかしながら、9.11テロ攻撃以降、状況は大きく変化した。とりわけモスクワ条約の成立は、ロシアが米国との関係を重視し、西側諸国寄りの姿勢を鮮明にしたことを明示するものでもあった。ロシアは、その後も中国に対して、たびたび中露関係を重視していると伝えているが、ロシアにとっての中露関係の重要性が相対的に低下していることは否定できない²¹。

加えて、9.11テロ攻撃以降、米国は、「テロとの戦争」を遂行するにあたって、アフガニスタンを取り巻く南アジアおよび中央アジア諸国との関係を深めてきた。米国と中央アジア諸国との関係強化、とりわけウズベキスタンが米軍の長期駐留を容認し、2002年3月には米国との間で戦略的パートナーシップおよび協力枠組みに関する宣言を発出したことは、米露協調関係の深化が可能にした。またブッシュ政権は、発足当初から、インドとの関係を改善し、強化するという方針を示していた。その目的には、インドの地政戦略的重要性、ならびにマーケットとしての魅力とともに、「戦略的競争相手」である中国に対する牽制が含まれていたと思われる。日本や東南アジア諸国と米国との関係も一層強化されていることとも相俟って、中国の周辺国に米国の影響力、さらには軍事的なプレゼンスが維持および強化されている。このような状況は、中国からみれば、米国による「中国封じ込め」が進みつつあるといえる²²。

残る選択肢は、軍事的側面を重視して米国に対抗し、米中間の戦略的安定を少しでも中国に有利な形で維持しようとすることである。中国が保有する核戦力のうち、米国本土に到達できるのは、約20基の液体燃料式固定式ICBMだけである。これは、米国に対する最小限抑止力 (minimum deterrence) を構成するものとして位置付けられてきたが、先制攻撃に対しては脆弱である。中国

は、1980年代以降、より残存性(survivability)の高い、報復戦力として信頼できる移動式ICBMの開発を継続しており、2001年12月に米国が公表した「国家情報見積もり」では、2015年に中国が配備する戦略核弾頭数は75-100発程度になると予測している²³。

ブッシュ政権が構想しているミサイル防衛は、中国の対米本土核攻撃能力を大きく損なう可能性があるからこそ、中国は、一貫してこれに反対してきたのである。前述のように、中露は、米国のミサイル防衛を牽制するという点で、歩調を合わせてきたが、モスクワ条約の成立は、ロシアが米国の一定のミサイル防衛計画推進を黙認したこと、ならびに中国がミサイル防衛問題でロシアと協力して米国を牽制することが難しくなることを意味している。もちろん、そのような協力の余地がなくなっただけではない。宇宙配備ミサイル防衛の防止については、中露の利害が一致しており、両国は2002年6月にジュネーブ軍縮会議で、「宇宙における軍備競争の防止」に関する条約案を提出した。しかしながら、中露協力の余地は、モスクワ条約成立後、非常に限られたものになると思われる。

米国によるミサイル防衛配備が実現した場合、中国は、ミサイルの数的増強の加速や、ミサイル防衛網の突破を容易にするようなMIRV化、あるいはデコイなどの対抗手段の導入を推進するかもしれない。仮に中国が、戦略レベルで米国のミサイル防衛能力を凌駕できる核戦力を確保できない場合、中国は、とくに台湾問題との関連で中国の意図が拒否されるのを防止するために、戦域および戦術レベルに集中して核戦力を増強するかもしれない。中国は、すでに数百基の短距離および中距離弾道ミサイル(S/IRBM)を配備しており、戦域および戦術レベルで米国やその同盟国・友好国が配備するミサイル防衛を凌駕するためのミサイル増強を行うのは、難しくはないと思われる。中国が軍事的側面を重視して米国に対抗しようとした場合、北東アジアの安全保障環境が現状よりも不安定化する可能性は、排除できないのである。しかしながら、中国からすれば、その最優先課題は経済発展であり、核戦力近代化の加速は、その最優先課題を阻害しかねないというジレンマがある。

米中間の戦略的安定は、当面は軍事的側面と政治的側面が入り混じる形で維持されることになると思われる。

どちらの側面が中心となるかは、米中関係の今後の動向によって、また米国が中国に対する一方的な軍事的優位を確保できるか否かは、米国のミサイル防衛構想の動向によって、それぞれ左右されるであろう。しかしながら、ブッシュ政権はすでに、軍事的側面を従来以上に重視した米中間の戦略的安定の維持に向けて動き出しているように思われる。モスクワ条約の成立は、そのようなブッシュ政権の意図への中国の対応を、間接的ながらも難しくするという影響を与えている。このことが、今後の北東アジアの安全保障環境に好ましい影響を与えるのか否かは、現状では必ずしも明確ではないのである。

5. おわりに

コンドリーザ・ライス(Condoleezza Rice)大統領補佐官(国家安全保障問題担当)は、モスクワ条約が、「米露関係において軍備管理が非常に小さな役割しか果たさなくなるであろう日に向けた過渡的な措置²⁴」であると述べた。「過渡的な措置」であるモスクワ条約は、わずか5ヶ条しかなく、米露による戦略核兵器の削減を規定しただけの条約である。にもかかわらず、この条約は、米露間の「戦略的安定の変容」を象徴するものであり、また米中間の戦略的安定にも間接的ながらも重要なインプリケーションを持つものである。また、モスクワ条約が「過渡的な措置」であるからこそ、米露関係が悪化した場合、この条約の下で二国間の戦略的安定を維持するのは容易ではないかもしれない。加えて、ブッシュ政権が意図していると思われる、軍事的側面を重視した米中間の戦略的安定への移行が、北東アジアの安全保障という観点から、好ましいのか否かも明確ではない。米露間および米中間の戦略的安定は移行期にあり、だからこそ関係諸国の注意深い対応が求められているといえる。

¹ George W. Bush, "Remarks by the President to Students and Faculty at National Defense University," Fort Lesley J. McNair, Washington D.C., May 1, 2001 [http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/05/20010501-10.html].

² 梅本哲也『核兵器と国際政治：1945-1995』日本国際問題研究所、1996年、99頁で示されたPaul Stockton, "Strategic Stability between the Super-Powers," *Adelphi Papers*, No. 213 (1986), p. 3による戦略的安定の定義。

³ Patrick E. Tyler, "Eyeing U.S. Missile Defense, Russia Wants Less Offense," *The New York Times*, November 15, 2000 [http://www.nytimes.com/2000/11/15/world/15RUSS.html]; Peter Baker and William Drozdiak, "Russia Alters Tone, Welcomes Talks on Missile Shield," *The Washington*

Post, May 3, 2001 [http://www.washingtonpost.com/ac2/wp-dyn/A34353-2001May2]参照。ロシアは、クリントン政権時にも同様のことを示唆していた。しかしながら、クリントン政権は、配備される戦略核兵器を2000-2500発にするよう主張し、ロシアはこれを受け入れなかった。

⁴ “Joint Statement by US President George W. Bush and President of the Russian Federation Vladimir V. Putin on Upcoming Consultations on Strategic Issues,” July 22, 2001 [http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/07/20010722-6.html].

⁵ “Televised statement by Russian President Vladimir Putin, December 13,” [http://www.acronym.org.uk/docs/0112/doc01.htm].

⁶ 核態勢見直し報告前文、議会説明用スライドおよび国防次官補記者会見記録は、国防総省のサイトに掲載されている [http://www.defenselink.mil/news/Jan2002/t01092002_t0109npr.html]。また上院軍事委員会公聴会における政府および軍関係者の証言は、以下のサイトに掲載されている [http://www.senate.gov/~armed_services/e_witnesslist.cfm?id=165]。なお、報告は非公開とされているが、その非公開部分がリークされ、抜粋がホームページに掲載されている。 [http://www.globalsecurity.org/wmd/library/policy/dod/npr.htm]。

⁷ START 条約は、2009年まで有効である。また米国の核態勢見直し報告では、2007会計年度までに戦略核弾頭数を3800発以下の規模に削減することが示されている。

⁸ コリン・パウエル (Colin L. Powell) 米国防長官は、2002年7月9日の米国上院外交委員会の公聴会で、国防総省は「配備」戦略核弾頭を加えた即応戦力としての戦略核弾頭数を4600発程度保持することを計画していると述べた。James Dao, “Senators Question Powell on Arms-Cut Treaty,” *The New York Times*, July 10, 2002 [http://www.nytimes.com/2002/07/10/international/europe/10POWE.html].

⁹ 米露協調関係の一層の深化が両国にもたらす利益に関しては、以下も参照。Eugene B. Rumer and Richard D. Sokolsky, “U.S.-Russian Relations: Toward a New Strategic Framework,” *Strategic Forum*, Institute for National Strategic Studies, National Defense University, No. 192 (May 2002); “Preview of President Bush’s Trip to Russia: Assessing Current Relations between Moscow and Washington,” Brookings Press Briefing, May 9, 2002, Brookings Institution, Washington DC [http://www.brook.edu/dybdocroot/comm/transcripts/20020509.htm].

¹⁰ Ariel Cohen and Baker Spring, “U.S.-Russia Summit Priorities: The Strategic Framework, a Nuclear Arms Agreement, and Trade,” *Background*, the Heritage Foundation, No. 1549 (May 14, 2002), p. 1.

¹¹ Celeste A. Wallander, “Russia’s Strategic Priorities,” *Arms Control Today*, Vol. 32, No. 1 (January/February 2002), pp. 4-6; Fred Weir, “Russia Remains Skeptical of Paperless Disarmament,” *The Christian Science Monitor*, January 4, 2002 [http://www.christiansciencemonitor.com/2002/0104/p7s1-woeu.html].

¹² Megan Twohey, “U.S., Russia Tackle Nuclear Cuts in 2-Day Talks,” *The Moscow Times*, January 16, 2002 [http://www.moscowtimes.ru/stories/2002/01/16/011.html] 参照。

¹³ Nikolai Sokov, “START III: An End or Beginning of Negotiations,” *Research Story of the Week*, Center for Nonproliferation Studies, Monterey Institute of International Studies, May 13, 2002 [http://cns.miiis.edu/pubs/week/020513.htm]参照。

¹⁴ 梅本 『前掲書』 99-136頁参照。

¹⁵ 高橋杉雄 「米国のミサイル防衛構想とポストMADの国際安全保障」 『国際安全保障』 第29巻第4号 (2002年3月) 12頁。

¹⁶ 台湾問題に関する米国の「戦略的曖昧性」に関しては、Brett V. Benson and Emerson M. S. Niou, “Comprehending Strategic Ambiguity: US Policy toward Taiwan Security,” April 2000 [http://taiwansecurity.org/IS/IS-Niou-0400.htm]を参照。

¹⁷ Department of Defense, *Quadrennial Defense Review Report*, September 30, 2001, pp. 2-6参照。

¹⁸ Michael McDevitt, “The Quadrennial Defense Review and East Asia,” *PacNet Newsletter*, No. 43 (October 26, 2001) [http://www.csis.org/pacfor/pac0143.htm]参照。

¹⁹ たとえば、“U.S., China to Discuss Missile Defense,” Statement by the Press Secretary, Office of the Press Secretary, The White House, Washington, DC, September 4, 2001 [http://www.state.gov/t/acr/rls/rm/2001/4803.htm]; Elisabeth Rosenthal, “American Aide Meets Chinese on U.S. Pullout from ABM Pact,” *The New York Times*, December 18, 2001 [http://www.nytimes.com/2001/12/18/international/asia/18CHIN.html]を参照。

²⁰ Keith B. Payne, “Post-Cold War Deterrence and a Taiwan Crisis,” *China Brief*, Vol. 1, Issue 5 (September 12, 2001) [http://china.jamestown.org/pubs/view/cwe_001_005_003.htm]参照。

²¹ Willy Wo-Lap Lam, “Moscow Tilts West, Beijing Worries,” *China Brief*, Vol. 2, Issue 12 (June 6, 2002) [http://china.jamestown.org/pubs/view/cwe_002_012_004.htm]参照。

²² Aaron L. Friedberg, “11 September and the Future of Sino-American Relations,” *Survival*, Vol. 44, No. 1 (Spring 2002), pp. 40-42参照。

²³ Unclassified Summary of a National Intelligence Estimate, “Foreign Missile Developments and the Ballistic Missile Threat Through 2015,” December 2001 [http://www.cia.gov/nic/pubs/other_products/Unclassifiedballisticmissilefinal.html].

²⁴ Daryl Kimball, “A Beginning, Not an End,” *Arms Control Today*, Vol. 32, No. 5 (June 2002), p. 2.

(財)日本国際問題研究所

軍縮・不拡散促進センター

〒100-6011

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル11F

Tel: 03-3503-7558 Fax: 03-3503-7559

http://www.ijnet.or.jp/JIIA-CPDNP/

©Center for the Promotion of Disarmament and Non-Proliferation, Japan Institute of International Affairs